

お知らせ

窓口サービス 時間延長

毎週木曜日 午後7時 まで受付
千代田庁舎で各種証明書交付や納税相談などの一部事務の窓口時間を延長します。
(税務課・国保年金課・納税推進課・市民課
千代田窓口センター)



お知らせ

▼医療福祉費助成(マル福)制度
▼医療福祉制度は、対象となる方の健康保持のため、健康保険で医療機関などにかかった医療費の一部を助成する制度です。
▼対象 市内に住所が有る方で、各種医療保険に加入されている方のうち、次のいずれかに該当する方です。ただし、それぞれ扶養人数などに応じた所得の制限があり、これを超える所得のある方は受給できません。
▼妊産婦▼母子手帳交付日の属する月の初日または転入日から出産日の翌月の末日まで
▼小児▼出生日または転入日から9歳に達する日以後の3月31日まで
※有効期限(誕生月末日)ごと
に更新手続きが必要になります。
▼母子・父子家庭▼離別・死別などにより配偶者のいない子

で、18歳未満の子を監護している方とその児童▼父または母(配偶者)が重度心身障害者である子
・子が18歳になる年の3月31日までの母子または父子または父
・20歳未満の障害児とその母または父
・20歳未満の高校生とその他の母または父
▼重度心身障害者▼身体障害者手帳1級・2級および内部障害3級の交付を受けている方
▼療育手帳マルAまたはAの交付を受けている方▼国民年金などの障害年金1級▼特別児童扶養手当1級の児童
※65歳以上75歳未満の方は、後期高齢者医療制度に加入しない場合、マル福を受給できませんので、ご注意ください。
※母子・父子家庭および重度心身障害者で有効期間満了日時時点で対象条件に該当する方には、6月中旬ごろに

受給者証を送付します。ただし、未申告で所得の確認ができない場合などは、更新の案内通知を送付いたしますので、更新に必要な手続きを行った後に受給者証を交付することになります。
▼申請に必要なもの
〔妊産婦〕①健康保険証②印鑑③口座番号のわかるもの④母子手帳〔小児〕①健康保険証②印鑑③口座番号のわかるもの〔父子・母子家庭〕①健康保険証②印鑑③口座番号のわかるもの〔父子・母子家庭〕①健康保険証②印鑑③口座番号のわかるもの〔重度心身障害者〕①健康保険証②印鑑③障害の程度を証明する書類
※転入された方は、所得証明書が必要となります。
▼申請場所 国保年金課(千代田庁舎)・中央出張所・霞ヶ浦窓口センター
▼次の場合は、必ず手続きをしてください。
▼健康保険証の種類・記載内

容または住所・氏名および口座番号が変更になった時は、変更手続きをしてください▼死亡、転出または母子・父子家庭でなくなった時は受給者証を返還してください▼小児マル福受給者で有効期限が切れた時は受給者証の更新手続きをしてください。
問国保年金課
☎内線 1144・1145

かすみがうら市役所 ☎0299-59-2111 ☎029-897-1111
※どちらにおかけになっても庁舎間を内線電話で転送します。 代表 FAX 0299-59-2130

市福祉事務所(千代田庁舎内)	☎0299-59-2186	歩崎ビクターセンター	☎029-840-9850
中央出張所(働く女性の家内)	☎029-831-6399	郷土資料館	☎029-896-0017
あじさい館	☎029-897-0511	雪入ふれあいの里公園	☎0299-59-7000
図書館(あじさい館内)	☎029-897-0647	水族館	☎029-896-0722
千代田公民館	☎0299-59-5252	西消防署	☎0299-59-0119
やまゆり館	☎029-832-5601	東消防署	☎029-897-0119
勤労青少年ホーム	☎029-831-5896	社会福祉協議会(あじさい館)	☎029-898-2527
健康増進課(霞ヶ浦保健センター)	☎029-898-2312	環境クリーンセンター	☎0299-59-4649

お知らせ

大切なお知らせ 市税に関する延長後の期限

東 日本大震災に伴い、市では平成23年3月11日以降到来する市税に関する申告・納付などの期限を延長していましたが、法人税を除いて、延長後の期限を平成23年6月30日木と決定しました。

- ☑納期限が6月30日木となる市税など
 - ・固定資産税▶第1期
 - ・市県民税▶特別徴収3月～5月分
▶普通徴収3月～5月随時課税分
 - ・軽自動車税
 - ・国民健康保険税▶第1期、随時課税分
- ※6月30日木以降に期限が定められているものについては、期限の変更はありません。
※法人市民税の申告と納付の期限については、別途お知らせします。

問税務課 ☎内線 1126～1130
問国保年金課☎内線 1141～1143

▼「第39回花と緑の環境美化コンクール」参加花壇募集
▼地域住民および児童・生徒の環境美化に対する関心・意欲を高め、花いっぱい運動が地域や団体に根ざした運動となるよう推進することを目的に、花いっぱい運動ですばらしい成果をあげている地域・団体・職場学校を表彰します。
▼応募先 環境保全課(応募用紙は大好きいばらき県民会議へお問い合わせください)

▼B&G海洋センタープール
▼期間中に入场された方に抽選でB&GオリジナルTシャツを10人プレゼント
▼開館日 7月10日～9月10日土
▼休館日 毎週月(7月18日を除く)・7月19日火
※水泳教室などで利用できない場合がありますので、事

前にご確認ください。
▼料金 大人100円 子ども50円
問千代田B&G海洋センター ☎0299(59)4829

▼農ビ・農ポリの収集
▼古い農ビ・農ポリは回収できない場合があります▼種類によって回収できないものがありますので、事前にお問い合わせください。
〔登録申込〕
▼場所 農林水産課(霞ヶ浦庁舎)・JA茨城千代田営農経済センター
▼期限 7月8日金
▼持参品 ①登録料1000円(口座引き落としを希望される方は、登録後に貯金引き落とし承諾書を提出していただきます)②通帳届出印
※申し込みは毎年必要です▼

廃プラスチックの協議会を構成している団体の方は、団体の代表者または事務局に申し込みください
〔農業用ビニールフィルム〕
▼収集日時 ①7月14日木 午前9時～10時〔場所〕JA茨城千代田梨・柿共同選果場(中佐谷243-2)②11月17日木・平成24年2月16日木 午前9時～11時〔場所〕JA土浦霞ヶ浦中央集荷所(深谷3411-1)
▼処理費 7円/キログラム
※現金払いの方③収集場所です計測しその場で処理費を徴収▼口座引き落としの方④回収後に指定の口座から引き落とし

き落とし
〔農業用ポリエチレンフィルムなど〕
▼収集日時 ①7月15日金 午前9時～10時〔場所〕JA茨城千代田梨・柿共同選果場②11月18日金・平成24年2月17日金 午前9時～11時〔場所〕JA土浦霞ヶ浦中央集荷所
▼処理費 15円/キログラム
※現金払いの方③収集場所です計測しその場で処理費を徴収▼口座引き落としの方④回収後に指定の口座から引き落とし

▼福島第一原子力発電所事故に伴う出荷制限や風評による価格下落などに対し、「農協出荷外」のものを対象とした損害賠償請求の取りまとめ窓口を、農林水産課に設置しました。(「農協出荷外」については、農協が損害賠償請求の窓口となります)▼詳細については、市ホームページまたは6月上旬に各戸配布した「農畜産物を出荷している皆様へ」のチラシをご覧ください。
問農林水産課☎内線2503

▼よい歯のコンクール
・高齢者のよい歯のコンクール
▼対象 昭和6年3月31日以前に生まれた方(80歳以上)で、自分の歯を20本以上お持ちの方(治療済みでも可)
・父と子のよい歯のコンクール
▼対象 満3歳～6歳で平成17年4月2日～平成20年4月1日生まれの子(未就児)とその父親
▼応募方法 どちらも官製はがきまたはファックスで①郵便番号②住所③氏名(父子の場合は父子の氏名)④ふりがな⑤性別⑥生年月日⑦電話番号⑧かかりつけの歯科医院または最寄りの歯科医院を記入し、申込みください。
▼応募期限 どちらも7月21日木(必着)
問茨城県歯科医師会 ☎029(252)2561
☎029(253)1075
☎029(253)1075
☎029(253)1075
和2丁目292

シリーズ 介護保険入門 vol. ③ 保険証が2つ?の巻



市のホームページに今月号のテーマを詳しく紹介しています。 問 長寿福祉課 (内線1177・1181)

▼経済的な理由で地上デジタル放送がまだ受信できない方に、地上デジタル放送簡易チューナーを無償給付します。 ▼支援対象世帯 NHK受信料が全額免除となっている世帯で、次のいずれかに該当する世帯 ①生活保護世帯などの公的扶助を受給している世帯 ②障がい者のいる市町村民税非課税世帯 ③社会福祉施設入所者 ④東日本大震災以後に災害救助法が適用された区域内で、「半壊・半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた世帯」



▼低所得世帯向け地デジ支援

▼裁判所事務官Ⅲ種試験 受験資格 平成2年4月2日〜平成6年4月1日までに生まれた方 試験日 9月11日日 試験科目 教養・適性試験 (択一式)、作文試験 受付期間 7月12日火〜21

▼または「避難の勧告、指示または退去命令を継続して1カ月以上受けている世帯」 申込期限 7月24日(消印有効) 問総務省地デジチューナー支援実施センター ナビダイヤル 0570(033)840 ナビダイヤルが利用できない場合 044(969)5425 (午前9時〜午後9時/土日祝午前9時〜午後6時)

▼日程 希望するコースの全日程にすべてご参加ください。 A 9月9日金・15日木・22日木・26日木・29日木・10月3日木・6日木・13日木 B 9月13日火・16日金・20日火・27日火・30日金・10月4日火・7日金・11日火 C 10月14日金・18日火・21日金・25日火・11月1日火・4日金・8日火・11日金 D 10月17日木・20日木・24日

▼講習会の全日程を修了し、認定の基準を満たした方に、茨城県知事の認定証が交付されます。 ▼募集人員 240人 ▼申込方法 往復はがきに①住所・郵便番号②氏名・ふりがな③性別④生年月日⑤電話番号⑥受講できるコース名を記載し、問い合わせ先まで郵送してください。 ▼申込期限 7月28日木 問茨城県立健康プラザ (0310)0852水戸市笠原町993(2) 029(243)4217

▼復興支援ほっとライン ▼東日本大震災で被害を受けた方を対象に、雇用労働問題、労働社会保険と中小企業支援に関する無料電話相談窓口「社労士復興支援ほっとライン」を開設して相談を受け付けています。 ▼受付時間 月〜金午前10時〜午後5時(祝・祭日を除く) ▼電話番号 0120(000)525 問茨城県社会保険労務士会 029(226)3296

▼人口肛門・人口ぼうこうの方の勉強会 ▼日時 8月7日午前10時半〜午後3時 ▼場所 牛久市中央生涯学習センター(牛久市柏田1606-1) ▼講師 佐々木信子(龍ヶ崎済生会病院皮膚排泄ケア認定看護師) ▼参加費 1000円(昼食代ほか) ▼申込期限 7月31日日 問社日本オーストミー協会茨城県支部県南地区センター 0297(62)7463

ウオーク 1800 かすみがうら市大会 ご参加ください

日時▶ 7月24日 日 10:00 (受付9:00) 集合場所▶ 歩崎公園 コース▶ 歩崎公園▷歩崎観音▷郷土資料館▷富士見塚古墳公園▷霞ヶ浦湖岸▷歩崎公園を歩く約12キロのコース 定員▶ 150人(定員締切) 参加費▶ 大人300円(当日徴収)小中学生無料 持ち物▶ 飲み物、昼食、レジャーシート、雨具など 申込方法▶ はがきに大会名、参加者全員の郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、☎315-0001 石岡市石岡2195 ウオーク日本1800 かすみがうら市大会係大澤勝子まで郵送してください。 問ウオーク1800かすみがうら市大会係(大澤勝子) ☎FAX 0299-22-5035

▼農業振興地域整備計画の総合見直し ▼農業振興整備計画は、農地の有効利用と優良農地の保全、農業振興を図る上で基本となる計画です▼現行の計画は、合併前の旧町でそれぞれ策定されたもので、今年度からその総合見直しに着手します▼この見直しに伴い、農振農用地区域から除外申請と用途区分変更の申請を見直し完了までの約1年間ほど受け付けできなくなります▼見直し前の申請締切期限は10月14日金です▼農振農用地区域内の農地を転用される場合は、お

▼食の安全・安心を考える講演会 日時 7月23日土午後2時 場所 あじさい館視聴覚室 講師 野口和子(有)カズ インターナショナル代表取締役 役 ▼演題 消費者の安全・安心を手に入れるための賢い選択/有害物質を体外へ出すための対処法 ▼定員 100人 問観光商工課 ☎内線2524

廃テレビは正しく処分 お願いします

7月24日からの地上・BSデジタル放送完全移行に伴い、廃テレビの不法投棄が予想されます。買い換えなどで発生した廃テレビは正しく処分しましょう。



- 小売販売店に引き取りを依頼する場合 小売販売店が販売したもの以外でも引き取る場合がありますので、引取料金など詳しくは小売販売店にご相談ください。 ●家電リサイクル法対象品指定引取場所へ搬入する場合 1 指定引取場所へ持ち込む場合 郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所へ直接搬入してください。 2 収集運搬業者へ収集処分を依頼する場合 家電リサイクル料金のほかに収集運搬料金がかかります。 ●市内の指定引取場所 ▶株式会社やまたけ土浦営業所 加茂 5303-6 ☎029-828-0721 ▶イバラキ流通サービス株式会社 宍倉 5685-1 ☎029-832-1800 問環境保全課

甘さと酸っぱさを併せ持つ くれん ブルーベリーリキュール「霞恋」 問農林水産課 ☎内線 2503 6月後半から、県内第一位の作付面積を誇るブルーベリーの収穫が、市内で始まります。地元産の良質のブルーベリーを使用したリキュール「霞恋」。市焼酎づくり推進協議会(真藤実男会長)が特産品づくりの一環として企画した逸品です。 同協議会では、やきいも焼酎「湖山」の企画開発も行っています。 「霞恋」「湖山」が購入できる酒販店 Well done! 「湖山」ホームページ http://www.kozannotakara.com/ 霞恋 検索 [霞恋] 500ml (アルコール分12度) 希望小売価格1,000円 ソーダ割でさわやかな風味をお楽しみください。



▼平成23年度労働保険の年度更新の申告・納付

▼平成23年度の労働保険年度更新におきましては、東日本大震災による被災県である茨城県内の事業所は、「平成23年厚生労働省告示第66号」により、法定申告・納付期限が延長されていますが、通常申告が可能な事業主の皆さまには、従来どおり7月11日月までに申告・納付を行っていただくようお願いいたします▼延長後の法定納付期限は、後日、告示により周知される予定です。

問茨城労働局労働保険徴収室 ☎029(224)6213

▼一般特定疾患医療受給者証交付申請(更新申請)

▼受付期限 8月31日水
▼書類提出先 土浦保健所保健指導課
▼必要書類 ①一般特定疾患医療受給者証交付申請書②臨床調査個人票(主治医記載)③臨床調査個人票の研究利用についての同意書④世帯調書⑤生計中心者(※1)の所得税額などを確認できる書類(※2)

⑥受給者証⑦健康保険証(患者本人)⑧印鑑⑨90円分の切手(郵送希望の場合)

※1生計中心者とは、患者の生計を主に支えている方です。
※2
1 住民税が非課税の場合▼市町村発行の「住民税非課税証明書」
2 住民税が課税されていて税務署などに確定申告した場合▼税務署発行の「納税証明書(その1)(平成22年分)」
3 住民税が課税されていて確定申告しなかった場合▼給与や年金の源泉徴収票(平成22年分)

問土浦保健所 ☎029(821)5342

▼米・米加工品を取り扱う業者の皆さま(米トレーサビリティ法)

▼「米穀等の取扱等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ法)が昨年10月から取引などの記録・保存部門でスタートしました▼米・米加工品を取り扱う生産者、卸売業者、小売業者および外食店などの方々は、入出荷などの記

重要 食品取扱者の保菌検査(検便)

食

中毒・感染症予防の一環として、食品営業施設などにおける食品取扱者の保菌検査(検便)を実施します。

日時▶①7月13日水10:00~11:30[場所]市商工会霞ヶ浦支所

②7月21日木13:30~15:00[場所]働く女性の家

※日程に間に合わなかった場合は、毎週水9:00~11:00に土浦保健所内食品衛生協会にて受け付けます。

対象者▶食品の製造・調理・販売または取り扱いに従事する方(パート・アルバイトも含む)

持参する物▶①検体(便)②腸内病原細菌検査申込書③食品衛生責任者管理記録簿④検査料金1検体につき800円(検査項目①赤痢・サルモネラ・O-157)

問土浦保健所 ☎029-821-5364

▼主催 茨城県教育委員会／NPO法人ひとまちねっとわく／茨城県生涯学習センター／問県南生涯学習センター ☎029(826)1101

▼東日本大震災復興緊急保証

▼東日本大震災により、被害を受けた中小企業者を対象とした新たな保証制度「東日本大震災復興緊急保証」が創設され、既存の一般保証枠、災害関係保証・セーフティネット保証枠とは別に保証枠が拡充されました。

▼対象 ①今般の震災により直接被害を受けられた方、または原発事故に係る警戒区域など(計画的避難区域、緊急時避難準備区域を含む)の区域内の方②被災区域内(岩手

県、宮城県、福島県などの災害救助法適用地域など)事業者者と取引関係があり、業況が悪化している方③風評被害による契約の解除などの影響で急激に業況が悪化している方

▼保証枠 無担保8千万円、最大2億8千万円まで借入額を全額保証

※災害関係保証、セーフティネット保証と合わせて、無担保1億6千万、最大5億6千万円(一般保証と別枠)

▼取扱機関 5月16日認定分から平成24年3月末日融資実行分まで

▼中小企業電話相談ナビダイヤル(午前9時~午後5時半) ☎0570(064)350

▼中小企業庁ホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/

▼ひきこもり「個別相談会」

▼ひきこもりがちな方々(家族など)の個別相談会を開催します▼フリースペースも併設していますので、胸のうちを話し、一歩踏み出しましょう。

※個別相談会▶予約制・無料・秘密厳守

フリースペース▶参加自由

▼日時 7月26日火①午後1時半~2時10分②午後2時20分~3時③午後3時10分~3時50分④午後4時~4時40分

▼定員 4組程度(1組40分程度)

▼場所 あじさい館講座室

▼相談員 浅井和幸(NPO法人若年者社会参加支援普及協会アストリンク理事・精神保健福祉士)

問社会福祉協議会 ☎029(832)5601

国民年金二ユース

国民年金二ユース

今月のテーマ

保険料の免除・納付猶予制度

保険料の未納 不慮の事態に障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない 任意申請 免除・納付猶予制度 (ただし、受け取る年金額が少なくなります)

▼所得の減少などで保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料が免除・納付猶予となる制度があります。

▼免除期間▼平成23年度に免除・納付猶予を受けることのできる保険料は、平成23年7月分から平成24年6月分までです。平成23年7月1日金から申請できます。

免除の区分など▼保険料は本人、配偶者および世帯主の前年の所得額によって、定額

問国保年金課 ☎内線1146

和町9-1ウラボビル5階

▼講師 兵藤保(上土田在住・四方騎農園代表)

▼演題 「農業をやっていること」

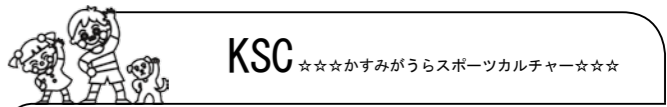
▼定員 440人

▼参加費 無料

▼申込方法 先着順(来所にて申し込みを受け付けます)

※申し込みの際に①氏名②電話番号③FAX番号④住所(市町村名)⑤年齢(何十歳代)をお聞きいたします。

※連名での申し込みは5人までとさせていただきます。



[参加費]各日200円 中学生以下100円 会員無料 [7月]

- なかよしスポーツクラブ問大和 ☎090-2417-8502
・スポーツ広場▶毎週④9:30 千代田B&G
・硬式テニス▶毎週④9:00 第1常陸野公園
・ピンポン▶毎週④12:30・毎週④19:00 千代田B&G
④毎週④13:00 わかぐり体育館
・太極拳▶毎週④19:30 プルミエールひたち野2号館
・ファミリーフットサル▶毎週④金18:00 千代田B&G
④毎週④14:30 わかぐり運動公園
・よさこいソーラン▶毎週④10:30 千代田B&G
・社交ダンス教室▶毎週④金13:00 千代田公民館
・子どもスポーツ広場▶9日④9:00 千代田B&G
・学校へ行こう▶5日④13:00 下稲吉小
④7日④13:00 美並小
④8日④13:00 下稲吉東小

エンジョイスportsクラブ問高田 ☎090-2420-7846

- ・健康スポーツ吹き矢▶毎週④19:00 あじさい館
・ソフトバレーボール▶毎週④(19日④を除く)20:00 体育センター
・グラウンドゴルフ体験▶毎週④9:00 あじさい館
・弓道体験▶毎週④13:30・17:00 多目的運動場
・ターゲットバードゴルフ▶第1.3④9:00 あじさい館
・インディアカ体験▶毎週④20:00 体育センター
・エンジョイスportsデー▶31日④9:00 体育センター

戸籍のまどでは、新生児と亡くなられた方の氏名・大字などを掲載していますが、不正使用や目的外使用防止の観点から、ホームページ上での掲載はいたしませんのでご了承ください。

5月1日～31日
届出分(敬称略) |
希望により掲載しない場合があります。また、表記は住民基本台帳を基にしています。「おくやみ」は、「ご遺族からの希望により、以前の「地区」「世帯主」を表記することがあります。

おめでた 戸籍のまど

弁護士による震災関係の無料相談

茨城県弁護士会水戸支部に登録の弁護士が震災関係の相談に無料でお応えします。

・電話相談

日時▶ 土日を除く 6月30日木まで 10:00～16:00

電話番号▶ ☎ 029-222-7072 ☎ 029-222-7073

・面談相談(予約制)

日時▶ 毎週木

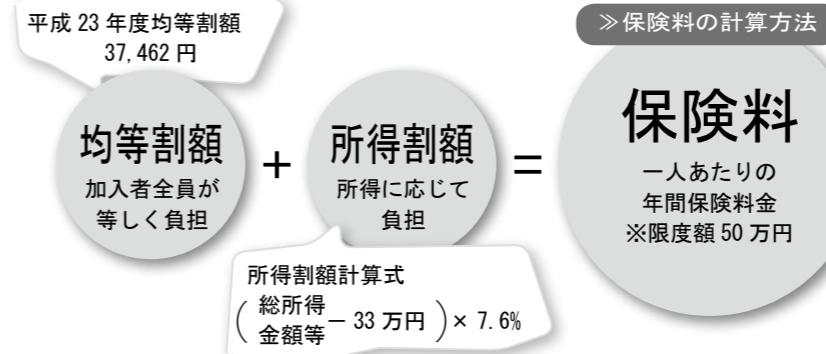
11:00～12:00 13:00～16:00 18:00～20:00

場所▶ 茨城県弁護士会土浦支部

(土浦市中央1-13-3 大國亀城公園ハイツ304)

問茨城県弁護士会土浦支部 ☎ 029-875-3349

有料広告欄



● 世帯所得の少ない人⇨均等割額の軽減

軽減措置を受けるには所得の把握(被保険者および世帯主)が必要になります。未申告などで所得が把握できない場合は、これらの措置を受けることができません。

33万円(基礎控除額)以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他各種所得がない)	軽減割合 9割
33万円(基礎控除額)以下の世帯	軽減割合 8.5割
33万円(基礎控除額) + 「24.5万円 × 世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)」以下の世帯	軽減割合 5割
33万円(基礎控除額) + 「35万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	軽減割合 2割

※収入が公的年金のみで公的年金控除を受けた65歳以上の方は、高齢者特別控除(15万円)を適用します。

● 総額所得金額等の少ない人⇨所得割額の軽減

基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。

● 社会保険などの被扶養者であった方

後期高齢者医療制度の加入前日に、社会保険や共済年金などの被扶養者だった方は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。



保険料は、介護原則保険と同様に「とし(納付書)」として特別徴収(年金からの天引き)になります。次の条件に該当する人は、普通徴収(納付書による納付)により納めていただきます。

- ▶ 年金受給額が18万円未満の方
- ▶ 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える方
- ▶ 介護保険料の納付方法が特別徴収でない方
- ▶ 徴収方法の変更を申し出た方
- ▶ 年度途中で後期高齢者医療保険制度に加入された方

平成23年度 後期高齢者医療制度 保険料

平成23年度の保険料についてお知らせします。制度内容、手続き方法など詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

納付書などの発送
普通徴収の納入通知書
送時期 (納付書、特別徴収(年金天引き)の開始通知書については、次の時期に発送を予定しています。)

特別徴収(6月開始者) ▶ 6月上旬
特別徴収(8月開始者) ▶ 8月上旬
特別徴収 ▶ 9月上旬
普通徴収 ▶ 7月中旬